

	新潟市教育委員会 平成19年6月 定例会会議録			
日 時	平成19年6月12日(火) 午後2時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 5号棟 4階 白5-401会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長		欠席委員	
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (18名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	西 山 耕 一	生涯学習課長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	中央公民館長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	川 端 弘 実
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	沼 垂 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	教 育 総 務 課 長	斉 藤 仁	歴 史 文 化 課 長	倉 地 一 則
	学 務 課 長	遠 藤 良 二		
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 長 補 佐	吉 崎 熊 勝
	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	岩 本 正 雄
			教 育 総 務 課 主 査	山 際 幸 太
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2 時 0 0 分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 ( 3 件 )	議案番号	件 名
	議案第 7 号	平成 1 9 年 6 月議会定例会の議案について ( 1 ) 平成 1 8 年度新潟市一般会計補正予算について ( 2 ) 平成 1 9 年度新潟市一般会計補正予算について ( 3 ) 和解及び損害賠償の額の決定について ( 4 ) 訴えの変更について
	議案第 8 号	県費負担教職員の人事措置について
	議案第 9 号	県費負担教職員である校長の人事について
報告 ( 2 件 )	記 号	件 名
		教育フォーラム in NIIGATA アンケート結果について
		地域と学校パートナーシップ事業の進捗状況について
その他 ( 件 )	記 号	件 名

## 第1 開会宣言

委員長 午後2時00分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

委員長 田中，高山両委員を指名。

## 第3 付議事件

委員長 それでは付議事件に入ります。議案第7号の(1)(2)(3)について、それぞれ関係いたしますので一括説明していただいて諮りますのでよろしくお願いいたします。

それでは施設課お願いいたします。

### 施設課長

施設課でございます。議案第7号、平成19年度6月定例会の議案について、(1)平成18年度新潟市一般会計補正予算についてのうち、当課所管分についてご説明申し上げます。お手元の議案書の1ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、22款市債、1項市債、8目教育債のうち2節、小学校債1億8,300万円増額、3節中学校債1億5,640万円の増額でございます。いずれも起債同意額の確定などによるものでありまして、内訳は記載のとおりであります。

次に2ページ、第3表、地方債補正、うち変更でございます。今ほどご説明いたしました地方債の補正に伴う起債の限度額の変更でございます。当課所管分につきましては2行目の小学校校舎屋体建設事業費から一番下の中学校大規模改造事業費までの4事業でありまして、内容につきましては右側に記載のとおりであります。以上で施設課の説明を終わります。

### 委員長

学校支援課お願いいたします。

### 学校支援課長

それでは学校支援課でございますが、1ページ、平成18年度新潟市一般会計補正予算について、22款市債、1項市債、8目教育債のうちの教育総務債でございます。これにつきましては適応指導教室建設事業債ということで、事業費が増額となったことに伴い、市

債の借入額の補正を行ったものでございます。

2 ページの変更のところでは補正前の限度額 2 億 1,400 万円が補正後 2 億 1,720 万円に変更となりました。

続きまして、平成 19 年度新潟市一般会計補正予算について説明いたします。説明の都合上歳出から説明したいと思います。4 ページをご覧ください。第 10 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目の事務局費の補正額 3,500 万円についてでございます。これにつきましては学校事故賠償金でございます。平成 15 年 5 月、市内中学校野球部の部活動中に発生した事故の和解に伴う損害賠償でございます。

続きまして、第 10 款、1 項、4 目の教育振興費についてであります。補正額 3,204 万 8,000 円はすべて当課所管でございます。いじめ、不登校の対応として教育相談ネットワーク事業で生徒指導推進協力員を配置し、学校内外における問題行動の兆候と考えられる児童の言動や、校舎等のわずかな変化を的確にとらえるため、地域の人材の活用と連携のあり方を探ってまいります。

それから不登校未然防止プロジェクトでは、問題を抱える子ども等の自立支援事業を実施し、大学との連携でライフスクールプログラムを実施いたします。

それから学校を支援する新たなシステム作りについては、学校教育ビジョン策定と学校評価の推進で学校評価推進のための実践研究を行ってまいります。

それから基礎基本を身につける教育の推進については、学力向上プロジェクトの推進で、外部人材を学校支援員特別講師として活用することにより、授業における観察、実験活動の充実を図ります。

続きまして、体験活動、ボランティア活動の支援については、豊かな体験活動推進事業で地域間交流の事業実践校を追加します。それから保護者や地域と連携した安全対策の推進については、セーフティスタッフ事業でスクールガードリーダーの配置事業を拡充し、安全で安心な学校を確立していきたいと考えています。

続きまして、国際理解教育の充実につきましては、外国語指導助手の配置費で、小学校における英語教育推進事業を行ってまいります。

それから学校支援費ということで、これは道德教育の充実のため伝え合う力を養う調査研究事業、それから人間としての在り方生き方を考える教育実践研究事業を行います。

続きまして、歳入についてでございますが、3 ページです。17 款国庫支出金、3 項委託金、5 目教育費委託金で、補正額が 2,887

万 3,000 円となっておりますが、内訳は子どもと親の相談員配置事業委託金、その他となっております。

続きまして、18 款県支出金、3 項委託金、7 目教育費委託金につきましては、補正額が 317 万 5,000 円となっておりますが、問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金、その他となっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

**委員長**

それでは学務課、お願いします。

**学務課長**

学務課でございます。議案第 7 号(2)平成 19 年度補正予算につきましてご説明申し上げます。

最初に歳入予算でございますが、3 ページをご覧ください。20 款寄附金、1 項寄附金、4 目教育費寄附金でございます。記載の 2,860 万円の歳入予算の補正をお願いするものでございます。

これは株式会社北越銀行から創業 130 周年を記念いたしまして、次代を担う青少年の育成に役立てていただきたいと、県内すべての小中学校等に対し寄附されるものでございます。そのうち本市には新潟市立の小中学校及び養護学校分といたしまして、2,860 万円の寄附の申し出がありました。これを受領いたすものでございます。

次に、歳出予算でございます。4 ページをお願いいたします。真ん中よりも下のほうになります。10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費の 1,784 万円及びその下の 3 項中学校費の 1,052 万円、それと 6 項養護学校費の 24 万円ですが、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

これらは今ほど歳入でご説明いたしました、寄附をされる方の意向に沿いまして、各学校においてそのための図書を購入できるように歳出予算の増額補正をお願いいたすものでございます。

小中学校の予算の配当額ですが、まず一律に全学校に 10 万円を配当いたします。その上、図書の整備が遅れている学校には、その状況によりまして 5 つの段階に分けて 5 万円～29 万円を上乗せすることといたします。したがって各学校には 10 万円～39 万円を配当いたすものでございます。また養護学校には小学部と中学部がありますので 24 万円の配当をいたします。これによりましておよそ 18,000 冊程度の蔵書数の増を見込んでおります。

このたびの補正予算の内容は以上でございますけれども、現在教育ビジョンでの 5 つの学びの扉の 1 つであります読書活動の推進も重点的に取り組んでいくこととございますが、学校図書館の蔵書の整備につきましては、一時的に各学校で配当された予算の中から

おのこの学校の状況、教育方針に基づいて図書を各学校において購入しております。

しかしながらまだ整備の低い、基準よりも低い学校がございます。配当の予算だけでは5年後でもまだ基準を満たすのが難しいと思われる学校もありますので、教育委員会ではこれらの学校を対象に新たに学校図書館図書充実事業を、昨年度、平成18年度から立ち上げまして、配当予算に上乘せをしまして補助を行っております。

平成18年度では1ヵ校あたり約50万円を限度に、小中学校合わせまして49ヵ校に約2,200万円の補助をいたしました。この事業は今年度以降も実施し、整備の促進を図っていきたく考えております。私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**学校支援課長**

学校支援課でございます。5ページをお願いいたします。19年度一般会計補正予算のところでも出てまいりましたけれども、和解及び損害賠償の額の決定についてということをお願いしたいと思っております。

事件につきましては、平成15年5月6日5時30分ごろ、市内の中学校、野球部の部活動中に発生した事故でございます。和解というような方向で進んでおりまして、3,500万円の支払いというような損害賠償を進めたいと考えております。3ページでございます。23款諸収入、5項雑入、4目雑入で3,500万円という額が出ております。これは先ほどの損害賠償に対する保険金の歳入になります。

**委員長**

以上で(1)(2)(3)説明していただきましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

**委員長**

確認ですが、3ページの歳入、これは国や県から補助金などが入ってきたので、それを補正の中に組み込んだということでしょうか。

**学校支援課長**

そうです。

**委員長**

要するに市のお金はそこに入ってない、予算は入ってないわけですよ。

**学校支援課長**

はい、そうです。

委員長	国の予算でやるものについてと、歳出の学校支援課の事業というのは一致しているんですか。ちょっと見たところわからないのもあるんですが。例えば理科支援員等配置事業委託金で1,400万ほど載っておりますね。歳入に。歳出のほうのどれに当たるわけですか。
学校支援課長	二重丸の3つ目のところに基礎・基本を身に付ける教育の推進ということで、学力向上プロジェクトの推進、ここで1,463万3,000円という形になっています。
委員長	外部人材うんぬんというその話ですね。わかりました。
佐藤委員	4ページの教育振興費の節というところの賃金、旅費、使用料及び賃借料というのはわかるんですけども、報償費、それから需用費、これはどういう費用なんですか。
学校支援課長	いろんな意味で講師というようなことでお願いをして、それに対する報奨費でございます。先ほどの理科支援等につきましては、これは講師を派遣するというようなことになっています。それから需用費につきましては、さまざまな事務関係の費用というようなことで、それぞれたくさん事業がございますけれども、その事業で使う事務関係の費用になります。
佐藤委員	事業の事務関係ってどういう、教材のことですか。
学校支援課長	さまざまな学校でモデル的なことを実施する学校もございますけれども、それに必要な事務用品であるとか、あるいは必要によってはビデオとかそういったようないわゆる必要な用品というようなことでございます。
佐藤委員	賃金というのは何ですか。
学校支援課長	賃金につきましては、これは臨時で雇うお金についてのものでございます。
佐藤委員	アルバイトというところですね。
学校支援課長	そうです。

**高山委員** 歳入のほうで学校支援課の子どもと親の相談員配置事業というのがあるんですが、子どもと親の相談員、これはどんなものですか。

**学校支援課長** これにつきましてはすでにこれまで小学校に子どもと親の相談員というものを配置しておりました。4つの学校に配置しているわけでありましてけれども、これと拡充というようなことで子どもと親の相談員に関連した形で生徒指導推進協力員というものを配置をするということで、これも小学校に対して配置をするということでございます。

学校内外において問題行動の兆候と考えられる子どもの言動、あるいは校舎等のわずかな変化を的確にとらえていくというようなことで、生徒指導推進協力員の方が2つの学校を見て回って状況を把握して、そして学校に対して支援、指導してもらおうと、こういう内容でございます。

**高山委員** 子どもと親の相談員と生徒指導協力員というのは同じですか。

**学校支援課長** はい。大きな枠でいきますと子どもと親の相談員の中に生徒指導推進員というのが入っております。

**高山委員** これは一応教育委員会がお願いをするという形ですか。

**学校支援課長** はい。

**高山委員** それから歳出のほうで学校教育ビジョン作りというのがありますね。ランドデザインというのを今まで作っていましたね。これとの関連はどうなるんですか。

**学校支援課長** これまで各学校にはランドデザインということで学校の全体の方針ということを作ってもらっておりました。今年度からはランドデザインに代わって新潟市が教育ビジョンを作っていくということで、それを生かして今度は各学校で学校教育ビジョンを作り、それに基づいて実施、そして評価するというふうになっています。

**高山委員** ということはランドデザインというのはなくなると思っているわけですか。



学校支援課長	はい。
高山委員	<p>それに代わるのは学校教育ビジョンということですね。</p> <p>それから最後に学校支援費で道徳教育の充実というのがありますが、先ほどの説明を聞くと調査研究ということで113万計上されているわけですが、具体的にはどんなことですか。</p>
学校支援課	<p>これにつきましては2種類のものがございます。1つは、伝え合う力を養う調査研究事業ということで、お互いの考えとか気持ちを伝え合う力を高めていく。そしてそれによって生活上におけるさまざまな問題を言葉で解決する力を育てていきたいというものが、伝え合う力を養う調査研究事業ということです。</p> <p>それから人間としての在り方生き方を考える教育実践研究事業というものがございますが、これは青少年期の特質を踏まえながら生徒が人間や社会に目を向けて、人間としてのあり方や生き方を考える教育を推進するための実践研究を行うという内容でございます。</p> <p>4つの指定校を設けまして、実践研究及び評価を行っているということです。</p>
高山委員	4つの指定校というのは小中2つずつということですか、
学校支援課	中学校が2校、高校が2校です。
高山委員	先ほど学務課のほうで教育寄附金、これ北越銀行からの寄附ということをおっしゃいましたですね。
学務課	そうです。
高山委員	これは県全体に寄附されたわけですね。
学務課	はい。県全体で1億円というふうに聞いております。
山田委員	それは毎年あるのですか。
学務課	130周年記念事業でやっているものです。
委員長	国や県の事業名と市の事業名が一致しないわけですが、学校を支援

する新たなシステム作りというのは国ですか県ですか。それはどういう内容で言っているわけですか。それとも学校評価のことそのものを言っているのでしょうか。

**学校支援課**

学校評価推進のための実践研究事業委託金ということで、これは国のほうから 800 万円というようなことですが、学校を支援する新たなシステム作りということで、学校教育ビジョンの作成と学校評価の推進を併せて進めていくものです。

**委員長**

よろしいでしょうか。引き続いて議案第 7 号(4)、歴史文化課お願いします。

**歴史文化課**

歴史文化課でございます。議案第 7 号(4)訴えの変更についてでございます。ご説明申し上げます。6 ページをご覧ください。

平成 19 年 6 月市議会定例会に訴えの変更についてという議案を提案するにあたりまして、国指定史跡古津八幡山遺跡範囲内にございます古津八幡山古墳にかかる訴えでございますので、教育委員会のご意見をいただくものでございます。

この訴えにつきましては平成 18 年 3 月 17 日、昨年でございますが、教育委員会 3 月定例会でご報告をさせていただき、3 月 22 日に市議会で議決をいただいた古津八幡山古墳史跡整備事業にかかる議案第 50 号訴えの提起のうち、目的の一部を記載のように変更することについて改めて市議会の議決を得ようとするものでございます。

まず古津八幡山遺跡についてご説明いたします。9 ページをご覧ください。遺跡の場所でございますが、新津美術館があって県立植物園の脇でございますが、裏手の新津丘陵の尾根に位置しております。弥生時代後期の高地性環濠集落と古墳時代前期の大型古墳を主とする複合遺跡でございます。平成 17 年に約 11.5 ヘクタールが国の史跡に指定されております。

古津八幡山古墳は 9 ページの左上の図 20 にイメージ図、ここに右側にお椀を伏せたような形で描かれているところです。これが古津八幡山古墳でございます。

次の 10 ページの図 24 にこの復元図がございますが、直径約 60 メートル、県内最大規模の円墳でございます。古津八幡山遺跡の中核部分を構成する遺跡、重要な遺跡でございます。

11 ページは古墳の地籍を拡大したものでございますが、色を塗ってある部分に合わせて 3,838 平米が現在新潟地方事務局の登記

簿に新潟市と市内在住男性との共有地として登記されております。男性の持分、面積は 3,838 平米のうち 2,625 分の 21 と、割合で 0.8%、面積に換算して 30 平米ほどにすぎませんが、男性は国での史跡指定の同意にも買収にも応じていただけないために、現在は史跡の指定範囲から除外されておりまして、本格発掘調査ができず、史跡整備の大きな障害となっています。

顧問弁護士と協議した結果、当事者間では進展の見込みがないということで、民法の規定に基づきまして裁判所に共有地分割を求める訴えを提起することをしまして、昨年 3 月 22 日に市議会の議決を経て、3 月 27 日付で新潟地方裁判所に提訴いたしております。

この裁判の大きな争点でございますが、当該地がもともと誰の所有だったのかということでありまして、新潟市側は登記簿に記載されているんですが、戦時中にこの地域が旧金津村という自治体に属しておりまして、その旧金津村の大字古津という単位になるんですが、大字古津の代表 5 人一緒に購入いたしまして、5 人の共有地になっているということで、5 人の共有地だという主張をしているのに対しまして、男性側は当時の大字古津の区長でありました 5 人の 1 人でございますが、祖父、おじいさんお 1 人が買い受けたもので、ほかの 4 人は名義を貸しただけということで、4 人の方に所有権はないということを主張しております。

裁判の過程で地元古津自治会の協力を得、再度地元に残されている書類を詳細に調べなおし、また当時の役員等の関係者から聞き取りを行ったところ、当該地はもともと大字古津、現在の古津自治会ではありますが、その共有地であったこと。それから平成元年 3 月に旧新津市と大字古津の間で売買契約が締結され、売買代金全額が大字古津、自治会でございますが、支払われているということが確認をできました。

したがって当該地は法務局に登録されているような新潟市と被告男性の共有地ではなく、平成元年の売買により所有権がすべて新潟市に移っているということを主張すべきであるという弁護士の方針がございまして、それに従い、8 ページでございますが、新旧対照表がございませけれども、2、目的のうち下線部のように共有地の分割正請求というものを被告持分の全部移転登記請求に訴えを変更するというので、市議会の議決を得ようというものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**委員長**

ありがとうございました。いかがでございましょうか。

**高山委員** 確かに議会に上がる前に我々でここで討議をいたしました。その時点では今訴えを起こしている人の土地がその共有地であるという立場に立って我々は審議をしてそういう結論を出したんですが、あれからもう1年以上経つわけですね。まだその人の土地であるというか、登記簿にはそれが出ているんですか。

**歴史文化課** はい。今ほど申し上げましたように、登記簿としては新潟市とその方の共有ということで登記簿に記載されています。

**高山委員** 要するに実態としてはもうすでに平成元年に売買契約が終わって、新潟市の、旧新津市の土地になっているわけですよね。そのときには何も登記簿の変更手続きはしなかったんでしょうか。

**歴史文化課** 戦前に旧金津村と売買契約、当時の旧古津というところの代表の方が5人で登記をされたということで、その後旧新津市と古津の地区のところの売買契約にあたりまして、登記、売買契約にあたりまして登記について当初登記をされていた5人の方の相続権のある方に対して、移転の協力をお願いしてきたわけでありましてけれども、その際にその4人の方につきましては相続の方がご協力いただいたわけですが、1人の方の相続権のある方のうち、今争っているこの方だけ最終的にご協力いただけなかったということで、その方とそれ以外については旧新津市に移転届けをしているんですが、現在は登記簿上、新潟市とその方の共有ということになっています。

**委員長** 5人の方が所有をして、そしてそれを引き継いだという何かそういう登記簿以外に何か取り交わしたものは残っているわけですか。要するに考えを変える根拠になるような資料ですね。

**歴史文化課** この提訴後、裁判の過程の中で地元に残されている資料をいろいろ調べていきましたところ、地元で自治会の役員といいますか、自治会の中でその当該地は大字古津の共有地であるということを確認をする資料が出てきました。

**委員長** 資料はあるわけですか。

**歴史文化課** 出てきておりましてそれによって確認ができたということです。

高山委員	そうだとすれば、男性に対して、平成元年に、所有地が、新潟市、つまり旧新津市に移っていたということを伝えましたか。
歴史文化課	訴えの変更につきましては議会で議決を得ないと訴えの変更はできませんので、議決を経た上で裁判所に訴えを変更する手続きをします。
委員長	つい先だって決めたものが、何か決定的な新たな証拠があるのでこういうふうに変えるというとは非常にわかりやすいんですが、何かその辺がよくわからないというのかな。今の説明で、きちんとした資料が、こういう資料がありますというふうに出されるとそれはわかりやすいんですが、何かそんな感じがちょっといたしますが、皆さんいかがでしょうか。
高山委員	確かに新潟市の土地であるということを主張できると判断したわけですね。
歴史文化課	はい。
高山委員	大丈夫でしょうね。
歴史文化課	実証できるということで弁護士さんが判断をされていて、弁護士さんのご助言に従って訴えを変更するものです。
委員長	はい。そういうことでよろしいでしょうか。 続いて、議案第8号、人事案件ですので、非公開になりますので後ほどまたご審議をお願いいたします。それから追加された議案第9号、これも人事案件ですので併せて後ほど協議いたします。
第4 報告 委員長	それでは以上で付議事件を終わりにして、報告に入ります。教育フォーラム in NIIGATA アンケート結果について、教育総務課お願いいたします。
教育総務課	教育総務課でございます。それでは6月2日に行われました教育フォーラムのアンケート結果がまとまりましたので報告いたします。議案書の13ページをお開きください。一般参加者650人中224名の方からアンケートをいただきました。回収率は34.5%でございます。

す。

評定の内訳でございますが、まあまあ参考になったを含めると、参考になったという肯定的意見が94.7%に達しました。主な意見の内容をその下に記載してございますが、このたびのフォーラムの開催につきましては、それぞれの地域に密着した教育活動の実践基礎が重要なんだというフォーラムの趣旨がアピールできたものと考えております。以上でございます。

#### 委員長

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

じゃあ報告ですのでそういう結果であったということです。私も藤原先生の大変迫力に満ちた講演、それと個性あふれる首長さん方のご意見、あるいは述べ方というんでしょうか、そういったものが大変うけたんじゃないかなとそんな気がいたしますし、私自身も中身ももちろんですが、皆さんの活気みたいなものを肌で感じました。担当ご苦労様でした。ありがとうございました。

それでは続いて地域と学校パートナーシップ事業の進捗状況についてということですが、ふれあい課お願いいたします。

#### ふれあい課

それでは地域と学校ふれあい推進課でございます。私からは今年度新たにスタートいたしました地域と学校パートナーシップ事業の進捗状況につきまして報告させていただきます。お手元の資料14ページをご覧ください。

昨年度末に各区に1校パイロット校を選定いたしまして、地域教育コーディネーターの人選を進めてまいりましたが、学校や地域の推薦によりこの4月に4校、5月に1校、そしてこの6月1日に3校、地域教育コーディネーターを委嘱しまして、すべてのパイロット校に地域教育コーディネーターを配置することができました。お手元の資料のとおりでございます。男性が2名、女性が7名、年代は30代から60代と幅広くなっております。

味方小学校におきましては2名のコーディネーターを配置しておりますが、勤務時数との関係で2人であればできるんだがということで、週上限16時間を半分に分けて勤務してもらっています。

そして8校にはそれぞれボランティア室とか、ふれあい室という名前で部屋をもらって開設しまして、そこに机、いす、ホワイトボードを配置いたしまして仕事がスタートいたしました。現在のところ専用のパソコンも3校に設置できまして、各室に専用電話を置くように今準備をしている段階です。

そして教務室の中にも机を置いて、先生方とコミュニケーション

が図れるようにしている学校も半分以上ございます。

入船小学校では先日スポーツテストがあったんですが、その計測のお手伝いをするということでボランティアさんを募集して下さって、20名ものボランティアさんが全児童対象のスポーツテストの計測補助をして下さったそうです。入船応援隊というふうに称して今学校支援ボランティアを募集しているんだそうですけれども、コーディネーターのいるPTA室に保護者の方々が立ち寄りたり、どんなことをするのかと聞いてきたり、電話で問い合わせがあったり、本当にコーディネーターさんのところにたくさん来るんだそうです。それで地域の人たちから見ればやっぱり先生方よりも聞きやすい存在であり、大変生かされているのかなという気がいたします。

東中野山小学校ではクラブの時間とか習字の時間、お茶の先生とか手芸の先生、囲碁の先生、イラストの先生とかいうことで学校のニーズに応じて、地域の方の中からすばらしい指導者を探してきてくれて、より専門性の高い教育活動にしてもらっているそうです。

それから味方小学校ではコーディネーターさんが朝は玄関で子どもたちにおはようと声かけをしたり、温かく迎えてくださったりして、手が空いたとき、休み時間なんかには凧作りをしてグラウンドで一緒に凧揚げをしたりというふうに、子どもたちの学校生活を豊かにしてくださっているそうです。

まだまだ始まったばかりでございますが、地域と学校の架け橋になって子どもたちの学びを豊かにしてくれています。5月14日にはみんなで集まって情報交換いたしましたし、きのうの6月11日には生涯学習推進センター主催の研修、学・社・民融合研修なんですけど、まちづくりで若者が育つ地域づくりというそういう研修にも1日参加して勉強してきてもらいました。

今後また8月1日～8月2日には国立教育政策研究所からコーディネーター養成研修講師として派遣してもらい、研修予定でございますし、8月27日には和田中学校の藤原校長先生をお呼びして学・社・民融合研修元気アップ講座を開催する予定でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

**委員長**

何か質問、ご意見ございますでしょうか。

**田中委員**

学校の中で打ち解けてとてもスムーズにうまくいっているようなんですけれども、民のほうですね、自治会とかPTAとかそういった民のほうとのつながりというのはこれからなんでしょうか。

ふれあい課	今はやっております。学校の中に入ってコーディネーターさんは民のほうですので、先生ではなくて地域に住んでいらっしゃる方がコーディネーターさんをしてくださっていますので、学校のニーズとそして地域の人材を結びつけてくれる役割をしています。
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。
高山委員	今のは、いわゆる教育コーディネーターの話で、そのほかに報告があるんですか。地域と学校のパートナーシップ事業の進捗状況というのは。例えばそのあとの新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱、これなどの説明などはあるんですか。
ふれあい課	資料として付けておきました。今コーディネーターさん8名が決まったということで報告いたしました。
委員長	ほかによろしいですか。入船小、大変珍しいんですが、主査の方が学校担当者になっていますよね。主査って事務員ですね。一番地域の方の電話をとるとか、接する機会が多い人だろうと思いますね。いわば学校の受付をやるような方、立場におられる方ですが、これは何か校長先生のお考えがあってですか。
ふれあい課	この主査の方は、ご本人が若いころから青年の船に乗ったり、非常に地域と人たち、まちづくり等、自分でも一生懸命勉強している人で、自分でも実践している人です。そしてこの事業が始まるにあたって、私もとにかくお手伝いしたいんだということで、特色のある入船小学校の事業が展開できるのではないかとということで、入船が選定されたんだと思います。
委員長	学校の中からもそういう人が出てくると事業がスムーズに行くようになると思うんですけどね。いいモデルになるのかな。ありがとうございました。ご苦労様でした。
第5 次回日程	
委員長	次回の日程について説明を求める。
教育総務課長	7月定例会は、7月24日(火)午後2時から、8月定例会は8



月 23 日（木）午後 2 時からでお願いしたい。

**全委員** 全員異議なく了承する。

**第 6 閉会宣言**

**委員長** 午後 2 時 5 7 分，閉会を宣言する。

**（非公開部分）** （議案第 8 号 県費負担教職員の人事措置について，議案第 9 号 県費負担教職員である校長の人事について審議し，可決する。）

以上，会議のてん末を承認し，署名する。

**署名委員**

**署名委員**